

18世紀中期における御用木伐出と地域社会

—武蔵国秩父郡大滝を事例に—

和田麻子*

1. はじめに

本稿の目的は、18世紀中期における幕府の御用木伐出を分析し、権力の介入が地域社会をどのように変容させたのかという点について、解明を試みることである。

江戸時代、幕府や藩は土木・建築などに使用する材木の確保を目的として、御林と称される用材林を設定していた。本稿が取り上げる武蔵国秩父郡大滝（現・埼玉県秩父市大滝）は、奥秩父の山々に囲まれた森林資源の豊富な地域であったため、17世紀末に山々の一部は幕府の御林に組み込まれている¹。

そこで、幕府・諸藩の御林に関わる先行研究を整理すると、以下ようになる。戦後、木曾・飛騨・秋田などを取り上げ、林業政策の変遷について分析が深められた²。1980年代以降は、百姓が御林より伐出した材木で木炭を作り、それを幕府に上納していた点などが明らかにされ、山間地域における役負担の問題が着目される³。また、幕府の林野政策に対する地域社会との対抗関係の検討を切り口に⁴、生業のあり方およびその変容の経過などが明らかにされるようになっていった⁵。このほか近年では、伐出による資源の枯渇や獣害など、環境問題と関連させつつ分析が進むなど、御林の研究は多様な展開を見せている⁶。

以上を踏まえて論点を整理すると、御林があることで地域社会が様々な局面において幕府権力の

影響を受けることが想定される。たとえば、大滝では元文2年(1737)から宝暦4年(1754)に至り、御用木の伐出が行われ、それに端を発して享保期に決着した百姓稼山をめぐる境界争論が再燃した。そこで本稿では、境界争論に関わる原告・被告双方の文書を分析し、御用木の伐出という公権力の介入が地域社会をどのように変容させたのか、という問題について考察する。

2. 享保期の百姓稼山入会争論

(1) 大滝の概要

[図1]のように、大滝は武蔵国北西部の奥秩父山地に位置し、2,000メートル級の山々を隔てて甲斐・信濃・上野と接する国境地帯であった。近世期の同地域には、幕府領の古大滝・新大滝・中津川の3村が存在した。この3村は、近世初頭には大滝村と称されていたものを、古大滝・新大滝村は明暦元年(1655)、中津川村は元禄10年(1697)に検地を受け、山あいと点在する小規模な集落をもとに分村したものである。18世紀半ばにおける3村の軒数・人口は[表1]の通りで、中津川村は両大滝村と比べて奥山のため交通の便は悪いが、少ない人口に対して広大な山林囲まれという特色があった。

[表1] 古大滝村・新大滝村・中津川村の軒数・人口

村	年	軒数	人口
古大滝村	宝暦5年(1755)	183軒	735人
新大滝村	元文2年(1737)	126軒	503人
中津川村	寛保3年(1743)	28軒	105人

この表は、『大滝村誌資料編』全11巻所収資料より作成した。

*お茶の水女子大学大学院院生

[史料1] 中津川幸島家文書¹⁰

差上申証文之事

中津河稼山大宮郷五郎左衛門伐出相願二付、右稼山之儀ハ古大滝・新大滝兩村ト山境相続有之候二付、兩大滝被招呼御吟味被成候所二、中津川山之儀ハ兩大滝村入会之場所二御座候得者、売木等二罷成候而者稼之障二罷成迷惑仕候段、中津川村之儀者先年兩大滝村御山内之中二而候所二、御檢地之後別村二成候得共、御山内之境目無御座入会山稼仕来候場所二御座候、

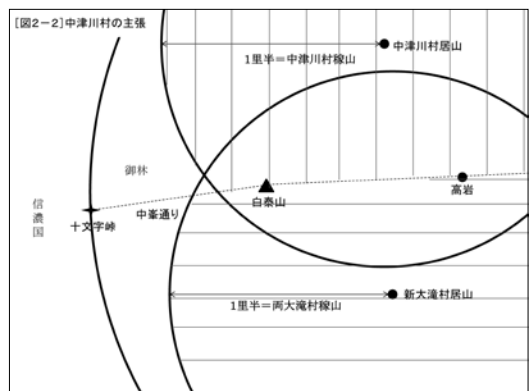
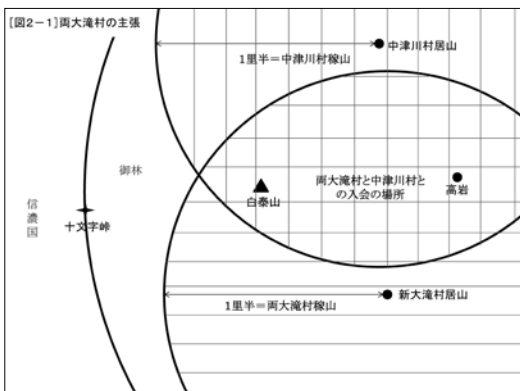
此段兩大滝村入会稼山と申上候儀者大き成偽二御座候、古来方西北者信州・上州之国境中津河二、兩大滝之境者高岩方中峯通十字迄紛し無御座候、依之前々方右大滝之者共境越山稼二入候得者斧・鑄お取、其上重而境を越申間敷旨大滝村方証文數通取置候得者、境目無之と者難申候、殊二中津川稼山之儀も御檢地以前方居村方壹里半相極、縦御山内一所之儀二御座候とて茂、御林と稼山之限り御座候所入会と申上候儀者難心得奉存候、(後略)

双方の主張を整理すると、兩大滝村は傍線部のように、中津川山は兩大滝村との入会の場所であるので、売木などを行われては山稼ぎに差し障り

迷惑である、と述べている。さらに、中津川村については、先年は兩大滝村御山内に存在しており、元禄期の検地によって村は別々になったが、御山内に境目は無く入会で山稼ぎをしてきた場所である、と主張する。すなわち、これを概念図にすると[図2-1]のようになり、両者の稼山が重なっている箇所は入会であるため、自分たちの許可無く立木売却を行うことはできないはずだ、というものである。

一方、中津川村は波線部のように、兩大滝村の主張は大きな偽りであり、古来より中津川村と兩大滝村との境目は、高岩という場所より中峯通り・十字峠まで線を引いた所に間違いない、と主張する。さらに、以前より兩大滝村の者が共境を越えて山稼ぎを行った場合は、その者共の斧などを取り上げ、境を越えないように証文も交わしてきた、とも述べている。そこで、こちらの主張も概念図にすると[図2-2]のようになり、両者の稼山が重なる範囲内には点線で示したような境界があつて、北側は自村の稼山であるはずだ、というものである。

以上のように、両者の主張は対立するものであった。そこで、翌年9月に代官が御山内を見分し、10月には3村で請書が作成される。その中の一条で、兩大滝村の稼山はこれまで通り居山より1里半とするが、中津川村に関しては嶮岨難所の



ため、稼山の四方が確定されることになり、「東者高岩と申所迄新大滝村と入会稼」という一文がある¹¹。すなわち、[図2-1]のように、幕府の裁許によって中津川村は高岩を含む地点では新大滝村との入会稼ぎに決したわけである。

争論を整理すると、享保期の稼山入会争論は、両大滝村の主張が通る形で決着した。しかし、この判決は中津川村にとって受け入れ難く、後年に行われた御用木伐出が終了すると再び問題となる。

3. 元文～宝暦期の御用木伐出の御林再編

本章では、元文2年(1737)から宝暦4年(1754)までの18年間にわたり、大滝山林で実施された御用木伐出の概要と地域社会への影響について検討しよう。

(1) 御用木伐出の概要

御用木伐出は、江戸と甲州の商人が請負い、滝川・大洞川・中津川といった荒川支流沿いを順次利用し、大滝地域全域で伐出された。担当の幕府役人は井沢弥惣兵衛正房配下の在方御普請役で、宝暦3年(1753)に井沢が失脚すると勘定所配下の御普請役が引き継ぎ、翌年に終了している¹²。

また、一連の伐出には地元百姓の参画も確認できる。たとえば、元文4年(1739)には両大滝村名主より代官所へ、両村稼山内で停止木となっている槻9本が御用木に相当であると上申し、次のような願書を提出している。

[史料2] 大達原山口家文書¹³

(前略)

一右槻九本御用木之儀、両大滝百姓共稼山之内槻之儀ハ先年方御停止二付致御大切二置候間、此度御用二相立可申と乍恐奉存候二付、右両大滝之内大洞入山・塩沢入山・栃本入山右三ヶ所二而御座候間、右出候足代材木壹ヶ所二付尺廻シ三千本程宛し^{〔修羅〕}ゆら木二被下置候得ハ、此度御用木別紙書付二

金高之通二御座候、被為仰付被下置候得ハ、惣百姓共右御注文之通御用木根伐・山出・川下ヶ仕、御当地迄乗附之積リニ御座候、(後略)

ここでは、村方で槻の伐採・山出し・川下げを行い、江戸まで運送するので、足場として使用した修羅木を村方に下げ渡して欲しいと申し出ている¹⁴。すなわち、百姓らは入手した足場材木を売却し、収入にしようという計画を立てているのである。

以上のように、幕府による御用木伐出は長期間にわたり大規模に行われ、地元百姓もその利益に与かろうとする動向を確認できる。

(2) 幕府役人による境界見分と御林再編

御用木伐出は百姓に利益をもたらす一方で、百姓の生業を脅かすものでもあった。すなわち、この伐出では、幕府役人による境界見分が厳格に行われ、御林が再編されるという動向が確認できるのである。

まず、両大滝村における居山と稼山の狭小化について見ていこう。次の史料は元文3年(1738)9月、伐出が本格的に開始されるにあたり、御普請役が大滝山の御林と稼山との境界見分を行った時のものである。

[史料3] 大達原山口家文書¹⁵

(前略)

一御山内只今迄ハ居山方壹里半ツ、被下置稼来候、右居山と申ハ百姓村を離れ候山を先々方居山と名付、夫方壹里半ツツかせき山と相心得候様申上候処、此度御吟味^{〔野〕}にて住居無之山古来証拠無之義二付、焼畑^{〔野〕}の畔境^{〔野〕}方かせき山と名付処二、如何様之筋二而居山と名付夫方かせき候哉、段々御吟味之趣至極承知仕、依之此度焼畑野畔境方御筆入被成、聊も御非分と不奉存候、

(後略)

両大滝村は傍線部のように、この時まで居山を百姓村（居住地）より離れたところにある山の先々までと認識しており、それより1里半以内を稼山と心得ていた。すなわち、概念図にすると〔図3-1〕のようになる。

ところが、御普請役による見分の結果は波線部のように、住居のない山は古来より証拠がないため、焼畑野畔境より稼山と名付けるところであるのに、どのような了簡で山の先々から居山と名付けているのか、と指摘している。野畔とは焼畑放棄地のことであり、この指摘を受け、〔図3-2〕のように、野畔境から計測し、そこを稼山の外縁とすることになる。すなわち、見分の結果、居山・稼山の範囲が居住地に近寄ることで、百姓が畑作物や林山物を生産できる範囲が狭小化し、その一方で幕府の御林は拡大しているのである。

このような見分は中津川村でも行われている。次に、同村における御林と稼山の境界見分についても言及しておこう。寛延2年（1749）6月、中津川村でも御用木伐出が開始されることになり、代官伊奈氏は在方御普請役へ御林を引き渡すことになった。それに先立ち、代官所は村方に対して御林と稼山との境界を尋ねている。そこで中津川村からは、御林は広大なため無反別であるが、両者の境界に紛らしいことは一切無いと述べ、併せて境界を明示した絵図を提出している。また、今

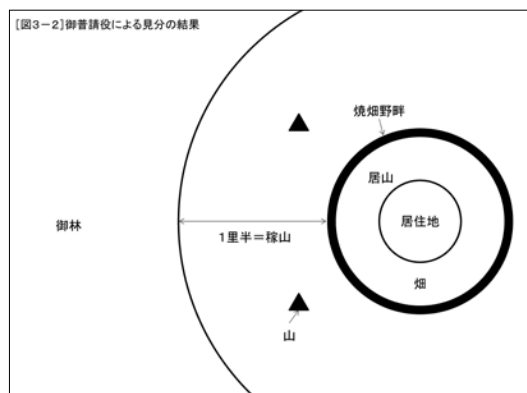
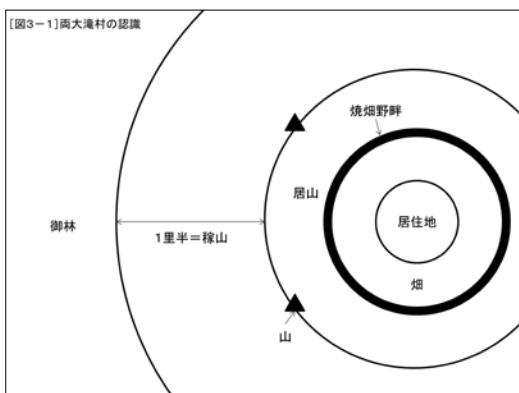
回の見分では山内に境杭も立てられており、絵図はそれらの場所とも相違ないと述べている¹⁶。この境杭については、寛延4年（1751）4月に伐出が終了した際にも、異変が無いことを確認しており、御林の管理が厳しく行われていたことがわかる¹⁷。

以上より、御用木伐出に際して幕府役人による現地見分を受けた結果、両大滝村では生業の範囲が縮小し、中津川村でも御林と稼山との境界が明確となった。

4. 宝暦期の御林内境界争論

本章では、御用木伐出が終了した頃より中津川村と両大滝村との間に再燃した、稼山入会をめぐる問題について検討しよう。

争論の発端は、中津川村が御林に「中津川御林」という名目を設けようとしたことである。すなわち、寛延4年（1751）9月、代官所より両大滝村に対して、元禄期の検地で中津川村が分村した経緯を記した書類を所持していないか問い合わせがあった。これに対して両村は、書類は所持していないが、御林については大滝山内に籠もっているため、「中津川御林」という名目はない、という回答をしている¹⁸。これより、「中津川御林」という名目をめぐる話題が、この頃より生じていた



ことを確認しよう。

次に、宝暦4年（1754）3月になると、事態は次のように展開する。

[史料4] 中津川幸島家文書¹⁹

乍恐以書付願上奉候

一武州秩父郡新古大滝村御林内二同郡中津川村持御林も籠居候処、御林帳ニ右村名目無御座ニ付、中津川村名御林帳へ書入申度旨中津川村方願上候ニ付、段々御吟味之上此度両大滝村・中津川村御林分り相違無之旨御請書惣速判仕上可申旨被付^(ママ)仰奉畏候、然所ニ右大滝村之内百姓中津川村向キ稼山へ居山方壹里半之積リ二而前々方入来り候得共、此度御林分り相定候迎中津川村方相障り申間敷段書付取引、向後此義ニ付出入ヶ間敷義無之様ニ申達候所ニ、取引証文之義ハ難致申之ヲ候ニ付、不及是非御請印形延引仕候御事、
(後略)

上記によれば、これまで御林帳に中津川村の名目はなかったが、中津川村からの訴願によって代官所は吟味を行い、御林を両大滝村と中津川村のそれぞれへ分けることに決めた。そこで生じた問題として、傍線部のように、これまでは両大滝村百姓は居山より1里半以内は稼山と心得て中津川村方面の稼山を利用してきたが、中津川村は今回御林が双方に分けられたので、今後は山稼ぎに差し障りが生じないように証文を交わそうと申し入れてきたのである。そして、これに対して両大滝村は納得が出来ないため請印を先延ばしにしている。

そこで、中津川村の目的を考察してみると、御林内に線を引くことで、享保18年の請書の内容を骨抜きにしようとしたのではないだろうか。すなわち、中津川村が「中津川御林」の名目を設けることで、[図4]のように両大滝村との間にま

たがる御林内に境界線ができ、北側は「中津川御林」、南側は「両大滝御林」という区分が生じる。その上で、御林の東側にある稼山にも境界線を延長させようと目論んだものと考えられるのである。

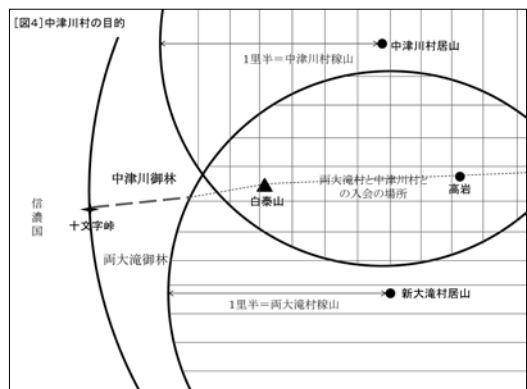
5. おわりに

本稿では、18世紀中期における御用木伐出と地域社会との関係について検討してきた。ここまでの検討をふまえ、宝暦期の両大滝村と中津川村との御林内境界争論の背景を考察すると、以下の3点を指摘することができる。

第一に、享保期の稼山入会争論では、両大滝村と中津川村との間で山林用益をめぐり、稼山内の境界の有無が争われたが、これがそもそもの発端となっていた。

第二に、元文年間より御用木伐出が始まり、そこへ百姓が参画することで、御林資源も百姓の用益と見込まれるようになっていたと考えられる。すなわち、「中津川御林」の名目を立てることで、同地で行われる伐出への参画を有利に進めたいという意図があったのではなかろうか。

そして第三に、境界見分の結果があげられる。すなわち、両大滝村では生業の範囲が縮小し、中津川村でも境界が明確となったことで御林の排他性が上昇した。そのため、両大滝村にとっては、



人口に比して広大な稼山を有する中津川村との入会稼ぎへの魅力がますます高まり、一方の中津川村は自村の用益を守ろうとしたのである。

以上により、御用木伐出や境界見分といった幕府権力の発動が、地域社会の山林用益に対する動向へ影響を及ぼしたことがうかがえる。

注

- 1 大滝における御林設定過程については、貝塚和実「秩父山地における幕府の山林支配と生業—近世村落共同体の再検討（1）」（『徳川林政史研究所紀要』23、1989年）が論じている。また、富岡政治「近世中津川村における生業と林野利用—土地利用からみた生活領域—」（『史苑』第51巻第2巻、1991年）は、中津川村の経済構造を、百姓による土地利用の側面から解明しようと試みている。
- 2 この分野については、歴史学に限らず膨大な研究成果が存在するが、代表的なものとして所三男『近世林業史の研究』（吉川弘文館、1980年）をあげておく。
- 3 君塚仁彦「江戸城御用炭役と村—武州における一事例—」（『関東近世史研究』25、1989年）。
- 4 大友一雄「江戸市場における薪炭流通と幕府の炭会所政策—江戸近国御林の役割・機能の一側面—」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和58年度、1984年）・同「近世後期幕府炭会所の御林経営と農民闘争」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和60年度、1986年）、佐藤孝之「山稼の村と「御免許稼山」—上州山中領を事例として—」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和62年度、1988年）、前掲註1貝塚論文など。
- 5 佐藤孝之『近世山村地域史の研究』（吉川弘文館、2013年）。
- 6 武井弘一『鉄砲を手放さなかった百姓たち—刀狩りから幕末まで—』（朝日新聞出版、2010年）、大友一雄「江戸時代後期の山林資源と村社会—百姓の稼ぎと入会地利用を中心に—」（根岸茂夫他編『近世の環境と開発』思文閣出版、2010年）など。
- 7 元禄2年（1689）「武州秩父郡古大滝郷小物成差出帳」（麻生千島家文書、『大滝村誌資料編』3、141～149頁）、元禄3年（1690）「差上申一札之事」（大達原山口家文書、『大滝村誌資料編』1、197～198頁）など。
- 8 享保15年（1730）「乍恐以口上書申上候」（大達原山口家文書、『大滝村誌資料編』1、207～209頁）など。
- 9 享保17年（1732）「乍恐以書付奉願上候」（中津川幸島家文書、埼玉県立文書館所蔵CH160-20-N17）。
- 10 埼玉県立文書館所蔵CH160-20-N21。
- 11 享保18年（1733）「武州秩父郡中津川御山内之儀被仰渡御請書」（中津川幸島家文書、埼玉県立文書館所蔵CH160-38-ホ冊1）。
- 12 経過は、文化11年（1814）「御用懐宝記」（上中尾千島家文書、埼玉県立文書館所蔵CH158-4-1）に詳しい。
- 13 『大滝村誌資料編』1、221～223頁。
- 14 修羅とは、丸太を並べて滑道とし、その上に材木を滑らせて運ぶ技術のこと。
- 15 『大滝村誌資料編』1、217～218頁。
- 16 延享5年（1748）「御公儀様御書上之控帳」（中津川幸島家文書、『大滝村誌資料編』11、205～209頁）。
- 17 同上。
- 18 大達原山口家文書（『大滝村誌資料編』1、223～224頁）。
- 19 埼玉県立文書館所蔵CH160-20-N39。